

★★★令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

(単位:千円)

都道府県名	山梨県	電話番号	0556-22-7207	既配分額(国のR3予算・交付限度額①、②、③、④)	160,422	通常分 交付限度額① (令和3年度予算補給分)(国のR3予算)	140,648																							
地方公共団体名	富士川町	メールアドレス	umino-kmy@town.fujikawa.lg.jp	通常分 既配分額(国のR4予算・交付限度額⑤)	59,323	通常分 交付限度額② (令和4年1-5月補助表分)(国のR3予算)	-																							
都道府県・市町村コード(5桁)	19368			重点交付金分 既配分額(国のR4予算・交付限度額⑥)	54,398	通常分 交付限度額③ (令和4年4月以降補助表分)(国のR3予算)	-																							
担当部署課名	福祉保健課			通常分 既配分額(国のR4予算・交付限度額⑦)	-	通常分 交付限度額④ (令和4年4月28日通知)(国のR3予算)	19,774																							
担当者氏名	藤野公哉			通常分 今期配分予定額 (国のR3予算・交付限度額①、②、③、④)	-	小計 通常分 交付限度額①+②+③+④ (国のR3予算)	160,422																							
交付対象経費				国のR3予算分(交付限度額①、②、③、④)	432,323	通常分 今期配分予定額 (国のR4予算・交付限度額⑤)	-																							
				地方単独事業費	432,323	重点交付金分 今期配分予定額 (国のR4予算・交付限度額⑥)	-																							
				国庫補助事業費	-	通常分 今期配分予定額 (国のR4予算・交付限度額⑦)	-																							
				国のR4予算分(R4.2)(交付限度額⑤)	59,323	通常分 配分予定額計 (国のR3予算・交付限度額①、②、③、④)	160,422																							
				地方単独事業費	59,323	通常分 配分予定額計 (国のR4予算・交付限度額⑤)	59,323																							
				国庫補助事業費	-	重点交付金分 配分予定額計 (国のR4予算・交付限度額⑥)	54,398																							
				国のR4予算分(R4.3.2)(交付限度額⑥)	54,398	通常分 配分予定額計 (国のR3予算・交付限度額①、②、③、④)	-																							
				地方単独事業費	54,398	通常分 配分予定額計 (国のR4予算・交付限度額⑤)	59,323																							
				国庫補助事業費	-	重点交付金分 配分予定額計 (国のR4予算・交付限度額⑥)	54,398																							
				国のR4予算分(交付限度額⑦)	-	通常分 配分予定額計 (国のR4予算・交付限度額⑦)	-																							
地方単独事業費	-	配分予定額計	274,143																											
国庫補助事業費	-	移替先	総務省																											
				合計	636,767	交付限度額計	274,143																							
国	補助	交付対象事業	所管	交付金の区分	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると思われる理由	A	B	B'	B''	B'''	B''''	C	D	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③補給額(対象数、高償等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	協力要請 選定又は検査促進等の 地方負担分 に充当	特定事業者 等支援	個人を対象 とした給付 金等	基金	事業 時期	事業 時期	成果目標(可能な限り定量的指 標を設定)	地域住民への周知方法(HP、広報 紙など)	参考資料	備考① (地方単独事業に關 連している国庫補助 事業がある場合、そ の国庫補助事業名と 所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和 5年3月を超えるこ とが見込まれる場 合、その事情)	予算区分
1	R4	単	○	重点交付金	○	④-IV. コロナ禍にお いて物価高騰等に直 面する生活困窮者等 への支援	○	③消費下支 等を適した生活 支援		54,398	54,398							①コロナウイルス感染拡大により、中小企業や飲食店の多い本町において、人の往來の制限により、売り上げが減少し、地域経済が低迷している。またコロナ禍における物価高騰により、生活支援が急務となっている。このことから、地域経済活性化及び物価高騰等に直面する町民の支援のために、町内で利用できる1人1万円の商品券を発行する。 また、コロナ禍において物価高騰等に直面している子育て世代。その中でも児童扶養手当、就学援助、特別児童扶養手当受給者の影響は大きく、非常に厳しい状況である。また、訪問介護サービス利用ができない状況下において、介護者の負担増大による応援として、さらに世帯1万円の商品券を発行し、生活困窮者等への支援を行う。 ②地域活性化及び物価高騰等支援商品券の発行 ③商品券換金事業費146,000千円、消耗品費24千円、印刷製本費3,970千円、通信運搬費4,420千円、商品券換金事務委託費254千円 ④全町民	-	-	-	-	R4.5	R5.3	換金率98%以上	ホームページ、広報誌			R4補正(地)	
2	R3	単	○	通常交付金	○	④-IV. コロナ禍にお いて物価高騰等に直 面する生活困窮者等 への支援	○	-		100,270	100,270	100,270						①コロナウイルス感染拡大により、中小企業や飲食店の多い本町において、人の往來の制限により、売り上げが減少し、地域経済が低迷している。またコロナ禍における物価高騰により、生活支援が急務となっている。このことから、地域経済活性化及び物価高騰等に直面する町民の支援のために、町内で利用できる1人1万円の商品券を発行する。 また、コロナ禍において物価高騰等に直面している子育て世代。その中でも児童扶養手当、就学援助、特別児童扶養手当受給者の影響は大きく、非常に厳しい状況である。また、訪問介護サービス利用ができない状況下において、介護者の負担増大による応援として、さらに世帯1万円の商品券を発行し、生活困窮者等への支援を行う。 ②地域活性化及び物価高騰等支援商品券の発行 ③商品券換金事業費146,000千円、消耗品費24千円、印刷製本費3,970千円、通信運搬費4,420千円、商品券換金事務委託費254千円 ④全町民	-	-	-	-	R4.5	R5.3	換金率98%以上	ホームページ、広報誌			R4補正(地)	
3	R4	単	○	通常交付金	○	④-IV. コロナ禍にお いて物価高騰等に直 面する生活困窮者等 への支援	○	-		59,323	59,323	59,323						①コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けた生活者支援として、全町民を対象に燃料等を購入することができる商品券を発行する事業。町内で利用できる1人6千円の商品券を発行する。 また、物価高騰に直面している子育て世代。その中でも児童扶養手当、就学援助、特別児童扶養手当受給者の影響は大きく、非常に厳しい状況であり、ねたきり高齢者・身体障害者受給者等の経済的負担も大きいことから、さらに世帯6千円の商品券を発行し、生活困窮者等への支援を行う。 ②原油価格物価高騰支援商品券の発行 ③商品券換金事業費87,600千円、消耗品費35千円、印刷製本費2,468千円、通信運搬費3,122千円、商品券換金事務委託費175千円 ④全町民	-	-	-	-	R4.9	R5.3	換金率98%以上	ホームページ、広報誌			R4補正(地)	
4	R3	単	○	通常交付金	○	④-IV. コロナ禍にお いて物価高騰等に直 面する生活困窮者等 への支援	○	-		34,077	34,077	34,077						①コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けた生活者支援として、全町民を対象に燃料等を購入することができる商品券を発行する事業。町内で利用できる1人6千円の商品券を発行する。 また、物価高騰に直面している子育て世代。その中でも児童扶養手当、就学援助、特別児童扶養手当受給者の影響は大きく、非常に厳しい状況であり、ねたきり高齢者・身体障害者受給者等の経済的負担も大きいことから、さらに世帯6千円の商品券を発行し、生活困窮者等への支援を行う。 ②原油価格物価高騰支援商品券の発行 ③商品券換金事業費87,600千円、消耗品費35千円、印刷製本費2,468千円、通信運搬費3,122千円、商品券換金事務委託費175千円 ④全町民	-	-	-	-	R4.9	R5.3	換金率98%以上	ホームページ、広報誌			R4補正(地)	
5	R3	単	○	通常交付金	○	④-IV. コロナ禍にお いて物価高騰等に直 面する生活困窮者等 への支援	○	-		8,694	8,694	8,694						①コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響を受けた児童・生徒の保護者支援として、給食費11、12月分の2か月分を減免する(一般会計学校給食費負担金へ交付金を充当)。また、町立以外の義務教育諸学校に在籍する児童・生徒には、対象月において、学校給食がない日の昼食を待参した回数及び学校給食を提供された回数に、町内小中学校の1食当たりの単価(小学校275円、中学校315円)を乗じた額を保護者に補助する。 ②中学校の給食費11、12月分減免に係る費用(一般会計学校給食費負担金に交付金を充当)。町立以外の義務教育諸学校に在籍する児童・生徒の11、12月相当分補助、給食管理システム改修委託料、郵便料 ③児童・生徒給食費11、12月分減免に係る費用8,003千円【小学生4,900円×322人×2か月、2,450円×282人×2か月】=4,538千円、(中学生 5,500円×240人×2か月、2,750円×150人×2か月)=3,465千円) 一般会計学校給食費負担金に充当、学校管理システム改修委託料200千円、郵便料11千円、小中学校児童生徒給食費補助金(町立以外の義務教育諸学校に在籍者への11、12月相当分)480千円(小学生 275円×40食×15人、中学生 315円×40食×25人) ④児童・生徒保護者	-	-	-	-	R4.10	R5.3	給食費11、12月分を減免及び補助し、経済的支援を行う。	ホームページ			R4補正(地)	

